



2002年2月18日 第2002-32号

【発行】J A M

【発行責任者】大山勝也

【編集】社会政策局

03-3451-2586

E-MAIL : syakai@jam-union.or.jp

専門業務型裁量労働と有期雇用の対象を拡大する告示施行

2月13日より施行

厚生労働大臣は、専門業務型裁量労働制の対象となる業務の追加と、有期労働契約の契約期間の特例が認められる資格の追加を13日に告示し、同日に施行されました。

専門業務型裁量労働制の対象となる業務として新たに追加されたのは、テレビゲーム用ソフトウェアの創作など8業務です。また、有期労働契約の特例として契約期間の上限が3年まで認められる資格に税理士、中小企業診断士などが加わりました。(政策ニュース第21号参照)

政府・総合規制改革会議の意のままに

政府・総合規制改革会議は、使用者の都合の良いように、働き方の規制緩和を行おうとしています。(JAM政策ニュース第1号・第21号参照) 今回の告示改正は、厚生労働省・労働政策審議会労働条件分科会で改正案の審議を行ってきました。総合規制改革会議は有期労働契約や裁量労働制を拡大する法改革まで提起しているため、労働側委員(JAM・大山書記長も委員の一人)は、法制度見直しの前哨戦と位置づけ、安易な拡大には反対してきました。1月23日の答申では、労働側の反対意見等も付されましたが、政府・総合規制改革会議の方針を反映したものとなりました。

ほんとうに「自立的・創造的な働き方」?

専門業務型裁量労働制は、現行制度でも、導入に本人同意が不要であるなど、労働者保護が不十分です。対象業務の安易な拡大は「裁量なき裁量労働」を助長し、長時間労働で労働者が健康を害するなど弊害があり、「自立的・創造的」とはいえません。不安定雇用を増大させたり、割増賃金削減の手段にさせないように、厳しくチェックしていかなければなりません。

告示等のあり方、このままでいいのか

今回の対象業務拡大は、法律改正なしに行われました。これは法律の中で、「対象業務は命令で定める」、「契約期間が3年まで認められる者は厚生労働大臣が定める基準による」となっているため、厚生労働大臣は労働政策審議会の意見を聞けば、命令や基準を法律改正しないで変更することができます。近年の法律改正では、法文にきちんと明記されず、「については、命令で定める・省令で定める・指針で定める」というものが多々あります。法文に明記されないのでは、都合の良いものが作られたり、変更されたりしてしまうのではないかという危惧があります。告示や指針等の位置づけ・あり方について連合や組織内議員に提起していくことが必要です。

